

## 豊中市庄内・豊南町地区住環境整備計画(案)に関する意見募集の結果について

平成30年(2018年)9月10日から10月1日に実施した意見公募手続の結果は下記のとおりです。

### (1) 集計結果

#### (1) 提出方法別提出人数と意見件数

	提出方法	提出人数(人)	意見件数(件)
1	郵便		
2	ファクシミリ	116	142
3	電子メール		
4	所管課への直接提出		
5	その他		
	合計	116	142

(上記以外に、政策等の案の内容とは直接関係のないもの2人2件の意見がありました。)

#### (2) 市民等の区分別人数

	市民等	提出人数(人)	意見件数(件)
ア	市の区域内に住所を有する者	60	79
イ	市の区域内に事務所等を有する個人及び法人等	20	21
ウ	市の区域内に存する事務所等に勤務する者	29	32
エ	市の区域内に存する学校に在学する者	4	7
オ	市税の納税義務者	0	0
カ	意見公募手続に係る計画等に利害関係を有するもの	0	0
	合計	113	139

(上記以外に、政策等の案の内容とは直接関係のないもの2人2件の意見がありました。)

(また、市民等の区分について未記入のもの3人3件の意見がありました。)

## (2) 提出意見の概要と市の考え方

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
1	新たな整備計画策定について	防災意識の啓発、防災指標改善の観点を重視するとあるが、それに伴う道路拡幅等は市民の生活住環境及び事業所の商業形態に変更が生じるような場合は、必要な説明を丁寧に緩やかに行い、可能な限り市民の合意の上で、地域活性化を含む「安全・安心に暮らせるまちづくり」を目標に対処して頂きたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画に位置付けている道路整備の進め方は、基本的には建物の建替えなど土地利用の更新が行われる際に、市が権利者の方に本計画の説明を丁寧に行い、道路拡幅への協力を求めるものです。</li> <li>今後も引き続き、「安全・安心に暮らせるまちづくり」を目標に整備を進めていきたいと考えています。</li> </ul>
2	庄内本通商店街の道路拡幅について	<p>①道路拡幅により商店街の店舗面積が小さくなり、売上が減少する等、営業に大きな影響を及ぼす。商店街にとっては不利益が大きいのでやめてほしい。営業損失に対する補償は何か考えているのか。</p> <p>(同様の意見 58 件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物を建替える際には、敷地面積は現状よりは小さくなりますが、一方で、道路が拡幅されることにより、建物の容積率が加算されるという利点もあります。</li> <li>当該箇所の道路の拡幅は、災害発生時の緊急車両の進入や消火・救助活動のためのスペース、避難路の確保など、市民の生命や財産を守る上で必要であり、ご理解をお願いしたいと考えています。</li> <li>また、営業損失に対する補償につきましては、当該箇所の整備は、建物の建替えなど土地利用の更新に際して、ご協力をお願いするものですので、補償の対象にはなりません。民有地の場合、建築基準法上の義務負担を超える後退部分の用地につきましては、鑑定評価を行い、買収させていただくこととなります。</li> </ul>

2	庄内本通 商店街の 道路拡幅 について	<p>②昔のお墓への参拝道がそのまま商店街になっているという経緯がある。商店街の道路幅が狭くて下町風情があるところが庄内の良い所でもあるので拡幅しないでほしい。</p> <p>(同様の意見 11 件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街の道路幅が狭いということも風情があって良いところということですが、一方で密集市街地では地震時等の火災などにより避難が困難になる可能性もあり、災害発生時の緊急車両の進入や消火・救助活動のためのスペース、避難路の確保など、市民の生命や財産を守るための道路の拡幅も重要な課題と考えています。</li> <li>・昔からのまちなみ、庄内の良いところを残していくことにつきましては、建替えに際しての意匠、形態等に関するルールを沿道のみなさまで作るという方法もあり、市といたしましては、こうしたルール作りに対する支援も行っています。</li> </ul>
		<p>③現況でも商店街内での自転車の駐輪が多く、拡幅しても駐輪での迷惑は絶えないと思う。拡幅してさらに停めやすくなり、迷惑駐輪が増える可能性もある。</p> <p>(同様の意見 13 件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放置自転車については、引き続き、バリケードの設置などによる対策を行ってまいります。</li> </ul>
		<p>④防火・防災のためならば、道路拡幅をせずに消火活動困難区域内の建築物を耐火建築物にすれば済むのではないか。また、消火栓の数を多くすれば良いのではないか。大阪市の十三の商店街でもそのような事例があるようなので、参考にしてほしい。</p> <p>(同様の意見 13 件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庄内・豊南町地区につきましては、既に「防災街区整備地区計画」を指定しており、建物を建替える際には準耐火建築物以上となるようにルールを定めております。</li> <li>・また、消火栓については、当該箇所の周辺において基準に適合するように設置されています。</li> <li>・しかし、緊急車両の進入や消火・救助活動のためのスペース、避難路の確保などのために、当該箇所の道路の拡幅も必要であるものと考えています。</li> </ul>

2	庄内本通 商店街の 道路拡幅 について	⑤一部の店舗だけがセットバックしても意味がないのではないか。  (同様の意見 12 件)	・当該箇所を含むグルメシティ庄内店から東側の市道阪急西側庄内線までの区間につきましては、既に拡幅に必要な用地の36%の権原を確保しており、引き続き、建物の建替えなどの土地利用の更新の際には協力を求め、道路整備を進めていきたいと考えています。
		⑥そもそも、道路を広くすることの必要性を感じない。  (同様の意見 34 件)	・平常時の通行や、各敷地へのアクセスについては、現状の幅員でも対応できますが、災害発生時の緊急車両の進入や消火・救助活動のためのスペース、避難路の確保などを考えた場合には、当該箇所の道路の拡幅が必要であるものと考えています。